

# 奈良市入退院連携マニュアル

## —病院と地域の切れ目のない連携をめざして—

令和5年6月改訂版

奈良市

## 目次

1. 目的 .....	1
2. 入退院調整ルールの基本 .....	1
(1) ルールの参加・関係機関 .....	1
(2) ルールの対象となる患者の基準 .....	1
(3) ルールの位置づけ・見直し .....	1
3. 入退院調整ルールの内容 .....	2
(1) 入院前に担当ケアマネジャーが決まっている場合（要介護認定等を受けている） .....	2
(2) 入院前に担当ケアマネジャーが決まっていない場合（要介護認定等を受けていない） ..	4
(3) 退院調整が必要な患者の基準 .....	5
(4) 個人情報の取り扱いについて .....	6
4. 病院の担当窓口一覧 .....	7
5. 連携に関わる診療報酬・介護報酬一覧 .....	11
6. 参考様式 .....	12
(1) 受診・入院必携セット、連絡先カード .....	12
(2) 入院時情報提供書 .....	13
(3) 退院・退所情報記録書 .....	14
7. Q&A .....	15
8. 関係機関一覧 .....	17

## 1. 目的

医療と介護が連携を図ることにより、病院から地域へシームレスな在宅移行ができ、介護の必要な方が、安心して病院への入退院と在宅療養ができる環境づくりを目的に、入退院連携マニュアルを策定する。

## 2. 入退院調整ルールの基本

### (1) ルールの参加・関係機関 (令和5年6月現在)

- ・病院：20 病院
- ・奈良市内居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護支援事業所
- ・奈良市地域包括支援センター：13 か所
- ・奈良市在宅医療・介護連携支援センター
- ・奈良市医師会
- ・奈良市福祉政策課・介護福祉課

### (2) ルールの対象となる患者の基準

次のいずれかに該当する方が、退院調整を行う必要があります。

#### ①入院前に担当ケアマネジャーが決まっている方

(入院前に介護保険サービスを利用していた方) ······ P2~3 参照

※転院する又は施設に入所する場合（在宅復帰しない場合）

入院時情報提供書の提出があった病院は、転院・入所する旨を担当ケアマネジャーに連絡する。且つ、その「入院時情報提供書」を複写し、転院先の病院又は入所先の施設へ引き継ぐ。

#### ②入院前に担当ケアマネジャーが決まっていない方

(退院後新たに介護保険サービスを利用する方) ······ P4~5 参照

下記の項目に該当する患者は、上記のルールから除外する。

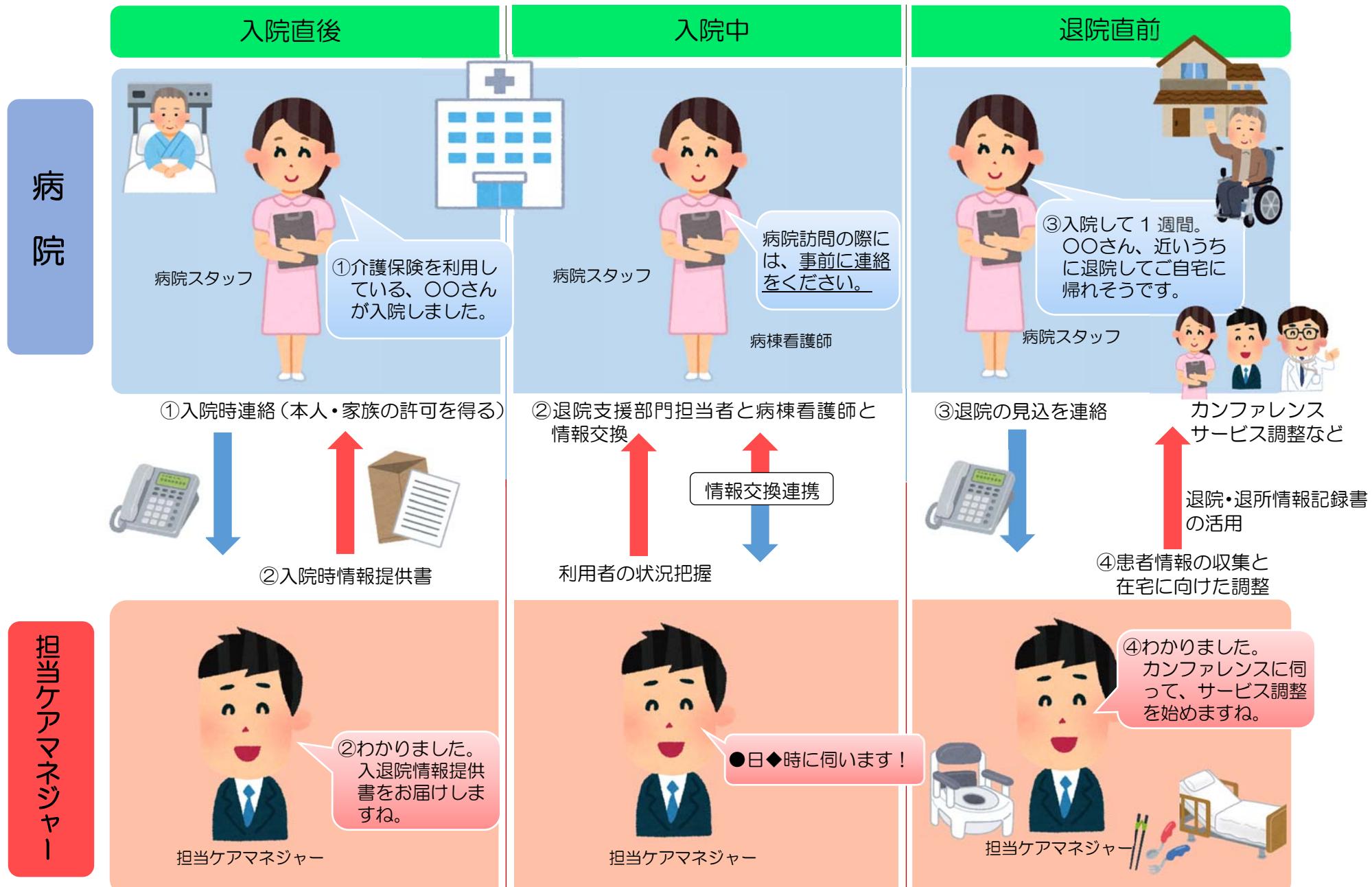
- ・短期入院や検査入院等で、状態変化がない場合
- ・化学療法等を目的として入退院を繰り返しているケースで、状態変化がない場合

### (3) ルールの位置づけ・見直し

奈良市入退院連携マニュアルは、病院とケアマネジャーの連携をとりやすくするための標準を定めた「ツール」であり、強制的な効力をを持つものではありません。そのためルールに定めた日数などは、「目安」とし参考にしてください。個別の事情に応じた対応が必要な場合は、関係者間で適宜調整をお願いします。このマニュアル運用後、定期的に運用状況の確認、評価を行い、必要があれば関係者間で協議の上、適宜見直しをしていきます。

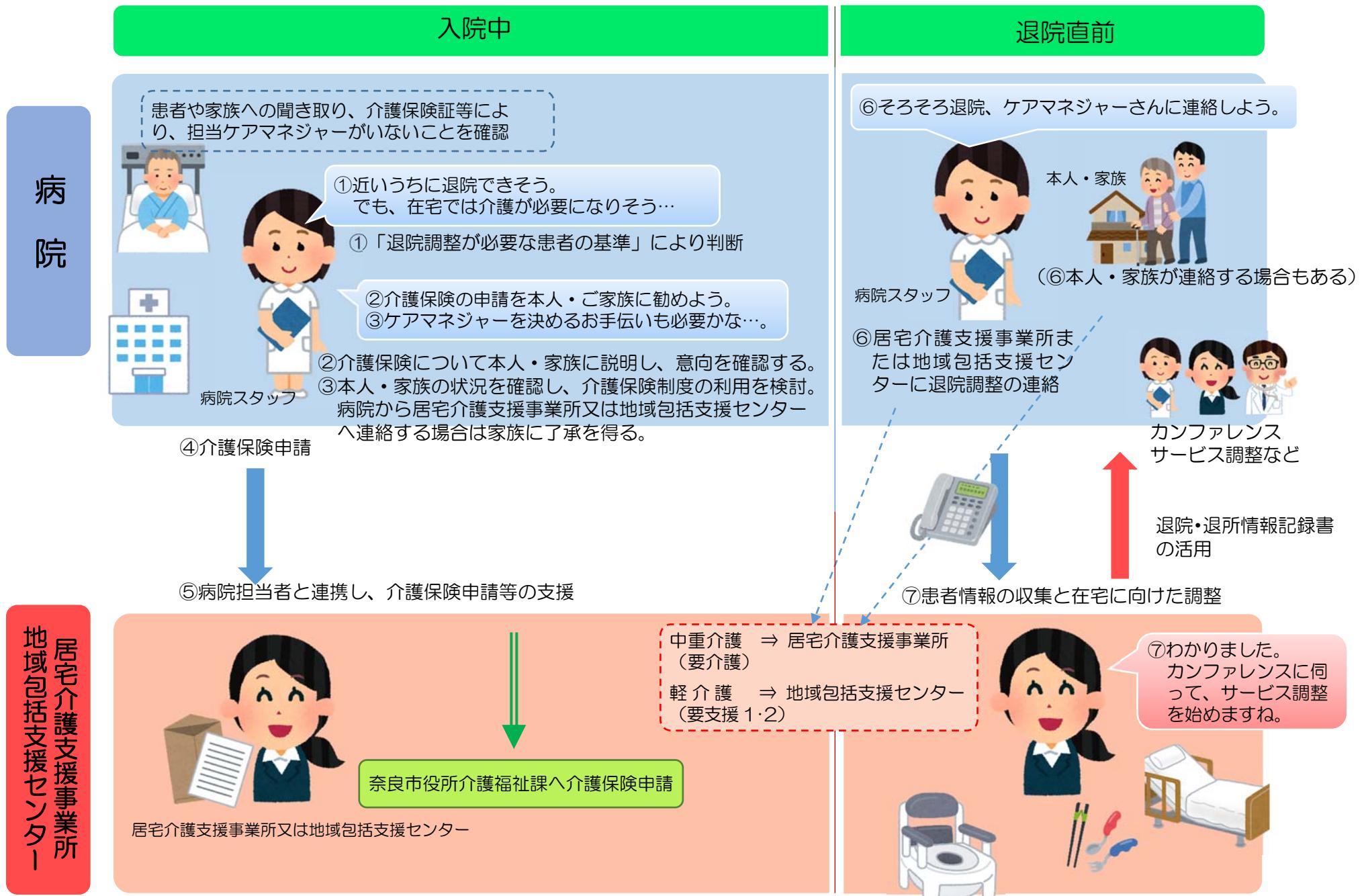
### 3. 入退院調整ルールの内容

#### (1) 入院前に担当ケアマネジャーが決まっている場合（要支援・要介護認定等を受けている）



入院直後～入院中	退院直前
<p><b>入院の連絡（病院→担当ケアマネジャー）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院スタッフは、入院患者が介護保険を利用している場合、患者や家族に担当ケアマネジャーを確認し、連携の許可を得たのち、担当ケアマネジャーへ入院したことを連絡する。家族からケアマネへ連絡してもらう場合は、病院スタッフが、入院したことをケアマネに連絡するように、家族へ伝える。</li> </ul> <p><b>*在宅で介護サービスを利用している場合、入院により介護サービスを直ちに停止する必要があるため。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当ケアマネジャーが分からない場合は、奈良市役所介護福祉課へ問い合わせる（P18）。介護福祉課は、成りすまし防止のため、折り返し電話対応により、<u>居宅介護支援事業所名のみの情報提供とする。</u></li> </ul> <p>ω</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院スタッフが担当ケアマネジャーを把握しやすいように、担当ケアマネジャーは日頃より下記のような工夫に努める。</li> </ul> <p><b>■工夫例■</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者や家族に医療保険証や介護保険証等と一緒に担当ケアマネジャーの名刺を保管していただく。一度名刺を渡していても、再度渡す。</li> <li>p12「受診・入院必携セット」「連絡先カード」を利用者へ配布する。</li> <li>利用者が常時目につくところ（電話の前、ベッドサイド等）に事業所名、担当ケアマネジャーの氏名、連絡先を貼っておく。（家族にも担当ケアマネジャーの連絡先等を周知）</li> <li>入院するとき、何かあったときは、必ず担当ケアマネジャーへ連絡することを利用者・家族に伝えておく。</li> <li>担当ケアマネジャーや利用事業所等の連絡先、ケアプラン等の入ったファイルを作成し、それを利用者に渡し入院時に持参してもらうようにする。</li> </ul> <p><b>入院時の情報提供（担当ケアマネジャー→病院）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当ケアマネジャーは、担当する利用者の入院を把握した場合は、できるだけ速やかに「入院時情報提供書」（P13：参考様式）を病院スタッフ（P7～：病院担当窓口一覧）に情報提供する。</li> </ul> <p><b>FAXの場合：病院窓口へFAXする旨連絡をする。（個人情報を消しておく）</b></p> <p><b>持参する場合：窓口は（P7～）病院の担当窓口一覧を確認する。</b></p> <p>*介護予防の場合は、「利用者基本情報・介護予防サービス支援計画表」の情報提供でも可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当ケアマネジャーが、入院中に病院と情報交換を行う場合は、事前に病院スタッフへ連絡のうえ訪問することが望ましい。</li> </ul> <p><b>病院と担当ケアマネジャーの情報交換について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当ケアマネジャーは、病院スタッフと連携を図り、入院中の利用者の状況把握に努める。</li> <li>病院の入院時カンファレンス等に、担当ケアマネジャーの出席が「必要な場合」は、担当ケアマネジャーは「できるだけ」入院時カンファレンスや退院支援カンファレンスなどに参加する。</li> <li>入院時情報提供書の『6.カンファレンス等について（ケアマネジャーからの希望）』について希望ありにチェックがある場合、病院スタッフは、なるべくカンファレンス開催を検討する。</li> </ul>	<p><b>退院の連絡について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院スタッフは、患者の退院調整開始となった時点で担当ケアマネジャーに連絡する。</li> <li>急に退院となった場合は、病院スタッフは直ちに担当ケアマネジャーへ連絡する。</li> <li>下記の場合は、病院スタッフはできるだけ早く担当ケアマネジャーへ連絡する。       <ul style="list-style-type: none"> <li>住環境を考慮する必要がある方、区分変更等が必要な方、訪問診療・訪問歯科・訪問看護・薬局（薬の管理ができない）など医療的ケアが必要な方、新しくサービスが必要な方、入院前よりADLが下がっている方、食事形態が変わっている方、精神疾患のある方、など</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院スタッフは、患者の退院が決まった際、ケアマネジャーと双方で、十分に退院支援カンファレンスの必要性を確認し合いながら、調整を行う。</li> <li>担当ケアマネジャーは、病院スタッフから連絡を受け、退院支援カンファレンスや病院スタッフと情報交換を行う際、「退院・退所情報記録書」（P14：参考様式）を活用し、入院中の利用者の情報把握に努める。また、担当ケアマネジャーは、ケアプラン作成と併せて、病院が行う退院準備を可能な限り支援する。（家族の心理的支援等）</li> <li>病院スタッフは、介護保険を利用する患者の看護サマリーを作成、もしくは電話連絡等での情報提供を行い、ケアマネジャーと情報を共有する。</li> </ul>

(2) 入院前に担当ケアマネジャーが決まっていない場合（要支援・要介護認定等を受けていない）



入院中		退院直前
退院調整が必要な患者について (病院→ 居宅介護支援事業所 又は地域包括支援センター)	介護保険申請等の支援	退院の連絡について (病院→ 居宅介護支援事業所 又は地域包括支援センター)
<ul style="list-style-type: none"> <li>病院スタッフは、「(3) 退院調整が必要な患者の基準」(下記)に基づき、適切な時期に居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター（以下、居宅又は包括）へ連絡をする。ただし、患者・家族に介護保険利用についての意向を確認のうえ、病院から居宅又は包括に事前に連絡することの了承を得ておく。家族から居宅又は包括へ連絡してもらう場合は、退院調整が必要なため居宅又は包括へ連絡してもらう旨を、病院スタッフが家族へ伝える。</li> <li>また、患者・家族が介護保険の利用を拒否しているが、病院担当者として必要と判断する場合は、福祉政策課(p 18)へ連絡する。(0742-34-5196)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院スタッフは、介護保険の利用が必要な患者の居住地の居宅又は包括(P18)と連携し、介護保険制度の説明、介護保険申請等の支援を行う。</li> <li>居宅又は包括は、病院から入院患者の介護保険の利用に関する相談があった場合は、病院スタッフと連携のうえ、対象者の状況把握、介護保険申請等の支援を行う。</li> <li>市の介護保険担当者は、入院患者の介護保険の申請を受け付けた場合は、認定調査を行い、退院後の円滑なサービス導入に努める。</li> </ul> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;"><b>病院とケアマネジャーの情報交換について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者が入院中に、居宅又は包括が病院と情報交換を行う場合は、事前に病院スタッフへ連絡のうえ訪問することが望ましい。</li> <li>居宅又は包括は、病院スタッフと連携を図りながら、入院中の患者の状況把握に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院スタッフは、患者の退院調整開始となった時点で居宅又は包括に連絡する。</li> <li>急に退院となった場合は、病院担当者は直ちに居宅又は包括へ連絡する。</li> <li>以下の(3)退院調整が必要な患者の基準に該当する場合は、病院はできるだけ早く居宅又は包括へ連絡する。</li> <li>居宅又は包括は、病院スタッフから退院調整開始について連絡を受けた場合は、退院支援カンファレンスや病院スタッフと情報交換を行う際、「退院・退所情報記録書」(P14:参考様式)を活用し、入院中の利用者の情報把握に努める。また、居宅又は包括は、ケアプラン作成と併せて、病院が行う退院準備を可能な限り支援する。(家族の心理的支援等)</li> <li>病院スタッフは、介護保険を利用する患者の看護サマリーを作成、もしくは電話連絡等での情報提供を行い、居宅又は包括と情報を共有する。</li> </ul>

### (3) 退院調整が必要な患者の基準 (入退院支援加算『退院困難な要因を有している患者』参考)

- ア 悪性腫瘍、認知症又は誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症のいずれかであること
- イ 緊急入院であること
- ウ 要介護状態であるとの疑いがあるが要介護認定が未申請であること  
(介護保険法施工令(平成10年政令第412号)第2条各号に規定する特定疾病を有する40歳以上65歳未満の者及び65歳以上の者に限る。)
- エ 家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあること
- オ 生活困窮者であること
- カ 入院前に比べADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要であること(必要と推測されること。)
- キ 排泄に介助を要すること
- ク 同居者の有無に関わらず、必要な養育又は介護を十分に提供できる状況にないこと
- ケ 退院後に医療処置(胃瘻等の経管栄養法を含む。)が必要なこと
- コ 入退院を繰り返していること
- サ その他患者の状況から判断してアからコまでに準ずると認められる場合

この項目に一つでも当てはまれば

⇒明らかに要介護の場合、かつ本人・家族と相談した上で判断できる場合は**居宅介護支援事業所**へ。

⇒それ以外の場合は**地域包括支援センター**へ連絡。

#### (4) 個人情報の取り扱いについて

医療介護の連携で必要な情報提供について、病院は患者に対して院内掲示等で利用目的の周知を図る。また、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等は利用者との契約時に個人情報の使用について包括同意をとるなど（下記参照）、その目的や費用負担について、本人・家族に説明し同意を得た上で、適切な取り扱いを行う。

#### 例示

##### 居宅介護支援計画における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

###### 1. 使用する目的

事業者が、介護保険法及び関連の法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

また、在宅の介護サービス調整のために、必要な医療情報を医療機関や入所施設等から取得及び提供する必要がある場合。

###### 2. 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

###### 3. 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、家族状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査票（概況調査・基本調査・特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・在宅で療養するあるいは在宅で療養する予定がある場合に、在宅医療・介護サービスを提供する事業所として、生命や身体の安全や健康維持のために知っておくべき医療情報
- ・その他の情報

###### 4. 使用する期間 契約日～契約満了日

※ 医師から居宅介護支援事業所等に情報提供される際には、居宅療養管理指導費（介護予防を含む）または診療情報提供料の個人負担が生じることがあります。

年       月       日

居宅介護事業者 ●●● 様

利用者	住 所 _____
	氏 名 _____ 印
代筆者	氏 名 _____ 印
家族の代表	住 所 _____
	氏 名 _____ 印

#### 4. 病院の担当窓口一覧（令和5年5月現在）

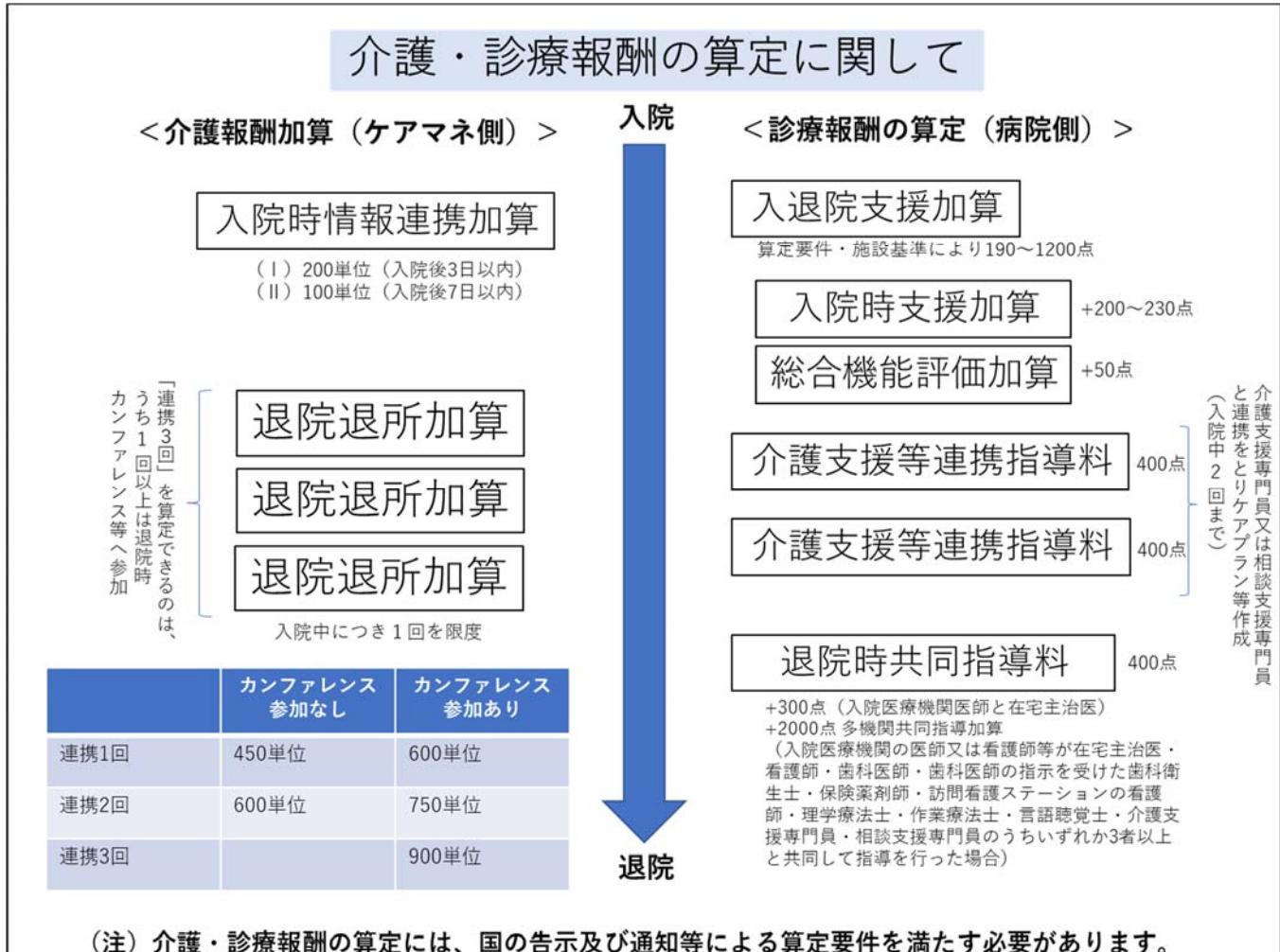
病院名	すでに介護保険を利用していた（ケアマネが決まっている）場合						新たに介護保険を利用する（ケアマネが決まっていない）場合			⑨外来患者のケアプラン交付の窓口	備考		
	①ケアマネからの入院時情報はどこに？		②担当ケアマネへの入院連絡	③入院中の担当ケアマネとの面談主体者	④担当ケアマネへの退院連絡	⑤担当ケアマネへの転院連絡	⑥介護保険についての説明（介護保険利用意向の確認、介護保険申請について）	⑦介護保険申請対象者について、包括又は居宅へ連絡	⑧包括又は居宅へ退院日を連絡				
	持参の場合	FAX・郵送の場合											
市立奈良病院	入退院支援窓口 平日8:30-17:00 土曜8:30-12:30 TEL：24-1266	FAX:地域医療連携課 平日8:30-17:00 土曜8:30-12:30 FAX：24-1259 郵送:入退院支援窓口	退院支援の場合 ⇒担当MSW 入院前支援の場合 ⇒入院前支援看護師	担当MSW または 入院前支援看護師	担当MSW または 病棟看護師	本人・ご家族 担当MSW	担当MSW	担当MSW	本人・ご家族 担当MSW	地域医療連携課			
	日時連絡：必要	〒630-8305 東紀寺町1-50-1											
石洲会病院	2Fナースステーション TEL:34-6300(代)	事務・連携室 FAX：34-6708 MCS:担当者「つながり」	①家族 ②担当看護師	地域医療連携室 受持看護師	地域医療連携室 受持看護師	地域医療連携室 受持看護師	地域医療連携室 受持看護師	地域医療連携室 受持看護師	地域医療連携室 受持看護師	事務所受付	※奈良あんしんネット(MCS)に登録しています。入院時情報提供書を「つながり」での添付送付も可能です。 一度ご連絡ください。		
	日時連絡：必要	〒630-8014 四条大路1-9-4											
高の原中央病院	地域医療連携センター 平日13:00-16:00 TEL：71-1030	地域医療連携センター FAX：71-0088(直)	地域医療連携センター	病棟看護師	病棟看護師	病棟看護師	地域医療連携センター(看護師またはSW)	地域医療連携センター(看護師またはSW)	地域医療連携センター(看護師またはSW)	総合受付（医事課書類担当者） ※持参または郵送。 FAXは対応不可。	※ 患者情報をお聞きになりたい場合、各窓口でご提示いただく場合がございますので、身分証明書をご持参ください。 (介護支援専門員証、免許証等) ※ 面会制限をしております。事前にご連絡お願い致します。		
	日時連絡：必要	〒631-0805 右京1-3-3											
中登美ヶ丘リハビリ病院	地域連携部 平日・土曜8:30-17:15 TEL：48-2600	地域連携部 平日・土曜8:30-17:15 FAX：48-2601	担当MSW	担当MSW	担当MSW	担当MSW	担当MSW	担当MSW	担当MSW	地域連携部			
	日時連絡：必要	〒631-0003 中登美ヶ丘6-12-2											
奈良病院春日	地域医療連携室 平日8:50-17:00 土曜8:50-13:00 TEL：24-4771	地域医療連携室 平日8:50-17:00 土曜8:50-13:00 FAX：20-0872	地域医療連携室	病棟看護師	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	総合受付	時間外での持参の場合は、事前に連絡お願いします。		
	日時連絡：必要	〒630-8425 鹿野園町1212-1											

病院名	すでに介護保険を利用していた（ケアマネが決まっている）場合					新たに介護保険を利用する（ケアマネが決まっていない）場合			⑨外来患者のケアプラン交付の窓口	備考	
	①ケアマネからの入院時情報はどこに？		②担当ケアマネへの入院連絡	③入院中の担当ケアマネとの面談主体者	④担当ケアマネへの退院連絡	⑤担当ケアマネへの転院連絡	⑥介護保険についての説明（介護保険利用意向の確認、介護保険申請について）	⑦介護保険申請対象者について、包括又は居宅へ連絡	⑧包括又は居宅へ退院日を連絡		
	持参の場合	FAX・郵送の場合									
奈良県総合病院センター	病棟看護師（病棟が不明な場合は地連へ） 地域医療連携室 平日9:00-17:00 TEL：46-6001(代) 46-7999(地連)	地域医療連携室 平日9:00-17:00 FAX：46-7666	ご本人・ご家族 または 病棟看護師	ご本人・ご家族 または 病棟看護師	病棟看護師または ご家族へ依頼 一部、 地連MSW または がん相談担当 看護師が対応	病棟看護師または ご家族へ依頼 一部、 地連MSW または がん相談担当 看護師が対応	病棟看護師 または 地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	患者支援センター 診断書受付係 平日8:30～ 17:15 TEL： 46-6001(代) (内線2140)	ケアマネが決まっており、退院後の区変やケアプランの見直しが必要ない場合は、入院病棟で対応。 プランの再調整、介護保険の申請など入院期間が長くなる場合は、ターミナル患者は除き、地域包括ケア病棟に転院依頼する場合が多い。
	日時連絡：必要	〒630-8581 七条西町2-897-5									
奈良病院小南	病院受付 終日 TEL：30-6668	地域連携室 終日 FAX：30-6661	病棟看護師 地域連携室	病棟看護師 地域連携室	病棟看護師 地域連携室	病棟看護師 地域連携室	病棟看護師 地域連携室	地域連携室	地域連携室	病院受付	地域連携室相談員 対応時間 平日 9～17時 土曜日 9～13時 (休日を除く)
	日時連絡：必要	〒630-8145 八条5-437-8									
奈良西部病院	地域連携室 平日9:00-17:00 土曜9:00-13:00 TEL：77-2259（直）	地域連携室 平日9:00-17:00 土曜9:00-13:00 FAX：51-8722（直）	患者家族 難しい場合は 入院担当看護師 もしくは 地域連携室 担当者	入院担当看護師 もしくは 地域連携室 担当者	患者家族 難しい場合は 入院担当看護師 もしくは 地域連携室 担当者	患者家族	地域連携室 担当者	地域連携室 担当者	地域連携室 担当者	医事課担当者	
	日時連絡：必要	〒631-0061 三碓町2143-1									
奈良セントラル病院	地域医療連携室 平日8:30-17:15 TEL：93-8277	地域医療連携室 平日8:30-17:15 FAX：93-8288	地域医療連携室	病棟看護師	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室		
	日時連絡：必要	〒631-0054 石木町800									
奈良東九条病院	地域医療連携室 平日9:00-17:00 TEL：61-1118	地域医療連携室 平日9:00-17:00 FAX：62-8707	病棟看護師 地域連携相談室 ご本人・ご家族	病棟看護師 地域連携相談室 ご本人・ご家族	病棟看護師 地域連携相談室 ご本人・ご家族	病棟看護師 地域連携相談室 ご本人・ご家族	地域医療連携室	地域医療連携室	地域医療連携室	受付	
	日時連絡：必要	〒630-8144 東九条町752									

病院名	すでに介護保険を利用していた（ケアマネが決まっている）場合					新たに介護保険を利用する（ケアマネが決まっていない）場合			⑨外来患者のケアプラン交付の窓口	備考		
	①ケアマネからの入院時情報はどこに？		②担当ケアマネへの入院連絡	③入院中の担当ケアマネとの面談主体者	④担当ケアマネへの退院連絡	⑤担当ケアマネへの転院連絡	⑥介護保険についての説明（介護保険利用意向の確認、介護保険申請について）	⑦介護保険申請対象者について、包括又は居宅へ連絡	⑧包括又は居宅へ退院日を連絡			
	持参の場合	FAX・郵送の場合										
ならまちショーリン病院リ	地域連携部 平日・8:30-17:15 TEL：20-2500	地域連携部 平日・8:30-17:15 FAX：20-7800	担当MSW	担当MSW	担当MSW	担当MSW	担当MSW	担当MSW	担当MSW	地域連携部		
	日時連絡：必要	〒630-8357 杉ヶ町57番1										
西奈良中央病院	入退院支援室 平日・土曜8:30-17:00 TEL：93-3972	入退院支援室 平日・土曜日 FAX：41-9182	入退院支援室 病棟担当MSW	入退院支援室	入退院支援室 or 患者家族	入退院支援室 or 患者家族	入退院支援室 or 地域包括支援センター	入退院支援室	ご家族 or 入退院支援室	総合受付		
	日時連絡：必要	〒631-0022 鶴舞西町1-15										
西の京病院	患者支援センター 平日8:30-17:00 TEL：35-2219(直)	患者支援センター 平日8:30-17:00 FAX：35-2106	患者支援センター 病棟看護師 患者支援センター	病棟看護師 患者支援センター	患者支援センター 病棟看護師	患者支援センター 病棟看護師	患者支援センター	患者支援センター	患者支援センター	患者支援センター		
	日時連絡：必要	〒630-8041 六条町102-1										
松倉病院	地域連携室 平日9:00-17:00 TEL：26-6941	地域連携室 平日9:00-17:00 FAX：26-2000	地域連携室	地域連携室	地域連携室	地域連携室	地域連携室	地域連携室	地域連携室	1階受付		
	日時連絡：必要	〒630-8314 川之上突抜町15										
吉田病院	地域連携相談室 平日9:00-17:00 TEL：45-4601	地域連携相談室 平日9:00-17:00 ますお電話下さい(左記) FAX：45-6846(一般) ：45-5376(精神)	ご本人・ご家族	病棟看護師 地域連携相談室	ご本人・ご家族	地域連携相談室 ご本人・ご家族	地域連携相談室	地域連携相談室 ご本人・ご家族	病棟看護師 地域連携相談室 ご本人・ご家族	外来受付		
	日時連絡：不要	〒631-0818 西大寺赤田町1-7-1										

※奈良県内の病院窓口一覧に関しては、奈良県地域包括ケア推進室ホームページ在宅医療・介護連携の推進 病院窓口一覧（エクセル）をご参照ください。

## 5. 連携に関する診療報酬・介護報酬一覧



(注) 介護・診療報酬の算定には、国の告示及び通知等による算定要件を満たす必要があります。

## 6. 参考様式

### (1) 受診・入院必携セット

奈良市福祉政策課、奈良市在宅医療・介護連携支援センターのホームページ内に掲載しています。受診・入院必携セットは、本人・家族が普段から受診・入院時に病院に持参するものを備えておくための啓発用ちらしです。ぜひご利用ください。

### 受診・入院必携セット

いざというときのために、普段から「受診・入院必携セット」を準備しておきましょう。

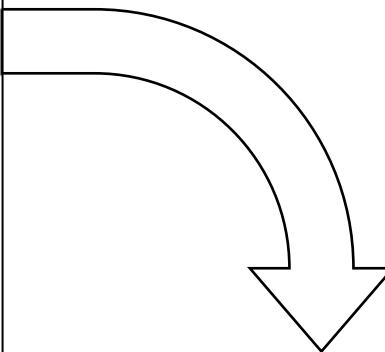
入退院のすすめ：ケアマネジャーへ連絡

◎入院したときは、担当ケアマネジャーになるべく早く連絡しましょう。

◎退院や別の病院へ転院の方針が決まったら、担当ケアマネジャーに連絡しましょう。

「受診・入院必携セット」：通院や入院する際、持つていきましょう。

①医療保険証  
②限度額認定証（入院時に必要です。）  
③介護保険証・介護保険負担割合証  
※④連絡先カード、又は担当ケアマネジャーの名刺  
⑤かかりつけ医療機関の診察券  
⑥お薬手帳



<担当ケアマネジャー>		事業所名	氏名	連絡先カード	担当ケアマネジャー	事業所名	担当者名				
		所在地		名前	男	女					
		電話番号		生年月日	明	大	昭	平	年	月	日
※ 連絡先カード		住所		かかりつけの	医療機関名	緊急連絡先	（※記入される場合は紛失されないように管理をお願い致します）	1. 氏名	続柄		
奈良市福祉政策課、奈良市在宅医療・介護連携支援センターのホームページ内に掲載しています。緊急連絡先の記載については、本人・家族と相談して下さい。なお、記入される場合は紛失されないように管理をお願い致します。		電話		医療機関名	電話	2. 氏名	続柄				
		既往歴		その他	電話	その他					

## (2) 入院時情報提供書

奈良市福祉政策課、奈良市在宅医療・介護連携支援センターのホームページ内に掲載しています。全て記入が出来なくても、連携の切り口としてご活用下さい。

### (3) 退院・退所情報記録書

奈良市福祉政策課、奈良市在宅医療・介護連携支援センターのホームページ内に掲載しています。ケアマネジャーが記入し保管する書式です。退院・退所支援の情報収集の際にご活用下さい。

1. 基本情報・現在の状態等			記入日： 年 月 日									
属性	アガナ	性別	男	年齢		退院(所)時における要介護度	(□ 要介護変更)	□ 気管切開	□ 食道栄養	□ 経腸栄養	□ 経腸栄養	
氏名		■	□女			□要介護( )	□要介護( )	□自己注射( )	□消化管入りマ	□尿道入りマ	□排便コントロール	
入院概要	・入院(所)日： 年 月 日	・退院(所)予定日： 年 月 日	歳			□要支援( )	□申請中	□なし	□	□	□	
(一 所) 入院・入所先	施設名	施設名	施設名	施設名	施設名	施設名	施設名	施設名	施設名	施設名	施設名	
今後の医学管理	医療機関名：		方法	方法	方法	方法	方法	方法	方法	方法	方法	
特記事項												
① 現在治療中の疾患	②	③	疾患の状況 (番号記入)	安定( )	不安定( )							
と 入 院	□無	□有(治療)										
こ 入 院	□無	□有(治療)										
（一 所） 中 の 状 況	感染症	□無	□有(治療)									
移動手段	□自立	□杖	□歩行器	□車いす	□その他( )							
排泄方法	□トイレ	□ポータル	□おむつ	カーテル・ワッズ( )								
入浴方法	□自立	□シャワーカ	□お風呂	□機械浴	□行わざ							
食事状態	□普通	□介助	□食事用具	□その他( )								
嚥下機能 (むせ)	□なし	□あり	(時々・常に)									
口腔清潔	□良	□不良	□歯ぐき不快			義歎	□あり(部分・総)	□なし				
口腔ケア	□自立	□一部介助	□全介助			入院(所)中の使用:	□あり	□なし				
睡 眠	□良好	□不良( )				眠剤使用	□あり	□なし				
認知・精神	□認知機能低下	□せん妄	□徘徊	□焦躁・不穏	□攻撃性	□その他( )						
特記事項												
② 本人への病名告知 :	□あり	□なし										
受け止め方	□本人へ病気、障害、後遺症等の受け止め方											
／ 意向	□本人へ退院後の生活に関する意向											
／ 家族	□家族へ病気、障害、後遺症等の受け止め方											
／ 生活	□家族へ退院後の生活に関する意向											
自由記載欄												

2. 退院記録のための情報												
③ 医療処置の内容	□なし	□点滴	□酸素吸入	□嚥嚥吸引	□気管切開	□胃ろう	□経腸栄養	□経腸栄養				
退院後	□薬瓶	□尿道挿入マ	□尿道挿入マ	□自己注射( )	□消化管入りマ	□尿道挿入マ	□消化管入りマ	□尿道挿入マ				
に 必要な事柄	□排便コントロール	□自己注射( )	□排便コントロール	□尿道挿入マ	□消化管入りマ	□尿道挿入マ	□消化管入りマ	□尿道挿入マ				
医療指導的内容	□血圧	□水分制限	□食事制限	□體下	□口腔ケア	□認知機能・精神面	□口腔ケア	□認知機能・精神面				
看護の視点	□血糖コントロール	□排泄	□睡眠	□皮膚状態	□認知機能・精神面	□口腔ケア	□認知機能・精神面	□口腔ケア				
その他の	□營業上の指導(食事・水分・睡眠・清潔ケア・排泄などにおける指導)	□ターニナル										
リビングの視点	□家庭指導	□間歇可動・呼吸練習(ハレハレ会話)	□筋力增强強練習	□バランス練習	□歩行・坐下訓練	□言語訓練	□ADL練習(歩行／入浴／トイレ)	□ADL練習(買い物・如厕等)				
リビングの視点	□本人指導	□家庭・筋緊張改善練習	□起居／立ち位等基本動作練習	□排便・嚥下訓練	□筋力增强強練習	□言語訓練	□ADL練習(歩行／入浴／トイレ)	□ADL練習(買い物・如厕等)				
リビングの視点	□地域活動支援	□社会参加支援	□就労支援	□その他( )	□地域活動支援	□社会参加支援	□就労支援	□その他( )				
禁忌の有無	□なし	□あり	(禁忌の内容／留意点)									
禁忌事項												
症状・病状の予後・予測												
例 医療専門からの見立て・意見 (今後の見通し・急変の可能性や今後 どなたに会話をひくか(会話伴走)・良くなっていく方向か( )等)について、①医師と、②本人・家族の会話や意向、③退院後に必要な事柄、④他の観点から必要と思われる事項について記述する。												
退院に際して日常生活の阻害因 (心身状況・環境等)												
在宅復帰のために整えるべきではない要件												
回目 聞き取り日	情報提供を受けた職種(氏名)										会議出席	
1 年 月 日											無・有	
2 年 月 日											無・有	
3 年 月 日											無・有	
調査分析においては、必要に応じて課題整理説話表の活用も考えられる。												

## 7. Q&A

Q①：他市の病院・ケアマネと連携する際、入院時情報提供書や入退院調整ルールはどちらの圏域のルールに添うと良いか。

A①:奈良県内の入退院調整ルールにおける取り扱い方針（奈良県地域包括ケア推進室ホームページ「在宅医療・介護連携の推進」）より抜粋

・圏域を越えて入退院調整を行う際においては、原則として当該医療機関や事業所が所属する策定圏域のルールに則って運用してください（A 圏域の居宅は A 圏域の入院時情報提供書で良いとし、B 圏域の病院は B 圏域の入退院調整ルールに則って退院調整を行う）。

・入院時情報提供書、退院調整情報共有書は当該事業所及び地域包括支援センターが所属する圏域の様式を活用してもらって結構です。不足している情報があれば、病院とケアマネジャーが直接情報交換を行い、必要な情報を共有してください。

・「介護認定を受けているかどうかわからない、または担当ケアマネジャーがわからない場合」、圏域を越えて市町村介護保険担当課に連絡をする場合は、原則本人または家族が連絡し、能力的に困難な状況の人の場合は、本人または家族の了承を得たうえで、病院担当者が市町村介護保険課へ問い合わせてください。

※圏域外の連絡窓口については、奈良県地域包括ケア推進室ホームページ「在宅医療・介護連携の推進」掲載の病院窓口一覧及び地域包括支援センター一覧を確認し、連絡してください。

Q②：入院を繰り返される方も入院時情報提供をした方が良いのか。

A②：マニュアルp1 には、原則として『短期入院や検査入院等で、状態変化がない場合。化学療法等を目的として入退院を繰り返しているケースで状態変化がない場合』という除外項目があるが、状況に応じて病院と相談の上、提出の要否を決めて頂きたい。入院時情報連携加算の上限としては、利用者1人につき1月に1回を限度となっている（介護報酬：入院時情報連携加算参照）。

Q③：入院時情報連携加算Ⅰについて。金曜日の入院で月曜日の提供になる場合は加算Ⅰを取れないのか。

A③：厚生労働省へ確認：土日でも病院は休みではないため、入院した際のより早い情報提供が望まれるという観点から、入院した日を1日目とカウントし、日曜までの3日以内が入院時情報連携加算Ⅰ。月曜以降7日以内は入院時情報連携加算Ⅱとなる。

Q④：マニュアルp5 『介護拒否の場合は福祉政策課に連絡』とあるが、その後どのような対応になるのか。

A④：福祉政策課から各圏域の包括へ連絡が入る。ケースバイケースで、その後必要各所へ連絡。場合によっては各包括から病院へ連絡し、方針を相談するなどの対応も考えられる。

Q⑤：以前は退院日の一週間前でないと介護保険の申請を受け付けてもらはず、退院2週間後以降でなければ調査を受けられなかつたが、はやくできるようになったのか。

A⑤：現在は以下の条件のもと入院中の申請が可能となった。

1.サービスの利用を考えている。2.病状が安定し、急性期状態ではない。3.概ね1～2か月以内に退院の見込みがある。4.主治医意見書の記載が可能で、医師もしくは医療相談員の確認が取れている。5.認定調査の実施が可能な状態である（病院での調査可能）。

## 個人情報について

Q⑥：入院時情報提供書をFAXで送る際、「個人情報を消しておく（p3）」とあるが、どこまで個人情報を消すのか。

A⑥：個人情報が特定されないように配慮する。（例：名前、生年月日、住所、電話番号など）

Q⑦：（個人情報について）利用者様の病院へ訪問しても個人情報のため病室や病状を教えてもらえないことがあるが、どうしたら良いか。また、居宅が遠方のため電話でのやりとりしかできない場合はどうすれば良いか。

A⑦：病院と情報交換を行う場合は、事前に病院スタッフへ連絡のうえ訪問することが望ましい（マニュアルp3『入院時の情報提供』より）。電話では個人情報を伝えられないため面談で行なうことが基本である。病院スタッフから、ケアマネへの情報提供をすることを家族へ了承を得ておくことが望ましい。また、遠方の場合は、事業所名・担当者名を確認し、一旦電話を切り、折り返し事業所に連絡する。

## 退院・退所加算について

Q⑧：「カンファレンス参加あり」のカンファレンスとはどのようなものか。

A⑧：カンファレンス参加ありの場合のカンファレンスとは、入院医療機関等の退院時共同指導料の『多機関共同指導加算』の要件を満たすものに参加した場合となる。

Q⑨：「3者以上と共同して指導を行った場合」の3者とはどのようにカウントすれば良いか。

A⑨：「3者」とは、算定する保険医療機関の関係者を除外したうえでの数。したがって、実際現場に集まるのは4者以上（入院医療機関の医師・在宅療養担当医師等以外に、歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーションの看護師、介護支援専門員等）となる。ただし、同一職種が2者以上の場合は1者と数える。また、同一事業所の違う職種（例えば訪問看護ステーションの看護師と理学療法士等）が参加することに関しては明記されていないためそれぞれ1者として数えることは可能のこと（国保連合会より）。ただし、訪問看護ステーションが算定できる「退院時共同加算」は、利用者様の退院または退所につき原則として1回に限り加算となる。

Q⑩：ケアプランを持参した際の面談は退院退所加算に含まれるのか。また、カンファレンス以外の方法として電話でも可能か。

A⑩：ケアプランを持参しただけでは算定できない。ケアプランを持参し新しい情報を収集した上でケアプランを作成し直す場合は退院退所加算に含まれる。作成変更しない場合も、必要な情報を新たに聞き取り、退院・退所情報記録書もしくはそれに準ずるものに聞き取り記載している場合は算定できるが、本来の流れとしては必要な情報を先に聞き取りケアプランを渡すものである。また、カンファレンス以外の方法での算定は、電話ではなく面談での情報収集による。

Q⑪：マニュアルp13 退院・退院情報記録書はどのように活用すれば良いか。

A⑪：退院・退所加算のカンファレンス以外の方法にて、ケアマネが病院スタッフから情報を聞き取る際に記録様式として活用して頂きたい。マニュアルp13 退院・退所情報記録書は厚生労働省にて推奨される様式に則り作成している。

## 関係機関一覧

### (1) 在宅医療・介護連携支援センター

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
奈良市在宅医療・介護連携支援センター	630-8031	奈良市柏木町 519-7 奈良市医師会館 3F	0742-33-5244

### (2) 地域包括支援センター

事業所名	所在地	電話番号	地域活動単位である小学校区
若草地域包括支援センター	船橋町 2 番地	25-2345	鼓阪北、鼓阪、佐保
三笠地域包括支援センター	大宮町 2 丁目 3-10 106 号 東急ドエル奈良 1 階	33-6622	大宮、佐保川、椿井、大安寺西
春日・飛鳥地域包括支援センター	西木辻町 110-4	20-2516	済美、済美南、大安寺、飛鳥
都南地域包括支援センター	古市町 1327 番地 6 フォレストヒルズ奈良	50-2288	辰市、明治、東市、帝解
北部地域包括支援センター	右京 1 丁目 3-4 サンタウンプラザすずらん館 2 階	70-6777	ならやま、朱雀、左京、佐保台
平城地域包括支援センター	押熊町 397-1 梅守ハイツ 1 階	53-7757	平城西、平城
京西・都跡地域包括支援センター	六条 2 丁目 2-10	52-3010	伏見南、六条、都跡
伏見地域包括支援センター	西大寺新町 1-1-1 河辺ビル 1 階	36-1671	あやめ池、西大寺北、伏見
二名地域包括支援センター	鶴舞東町 1 番 20-2	43-1280	鶴舞、青和、二名、富雄北
登美ヶ丘地域包括支援センター	中登美ヶ丘 1-1994-3 D20-104	51-0012	東登美ヶ丘、登美ヶ丘
富雄東地域包括支援センター	大倭町 2-22	52-2051	三碓、富雄南
富雄西地域包括支援センター	鳥見町 4-3-1 富雄団地 4 9-101	44-6541	鳥見、富雄第三
東部地域包括支援センター	茗荷町 774-1	81-5720	田原、柳生、興東、都祁、月ヶ瀬

### (3) 奈良市 介護保険担当課

担当課	郵便番号	所在地	電話番号
【介護予防・日常生活支援総合事業、当マニュアルに関すること】 奈良市福祉政策課	630-8580	奈良市二条大路南一丁目 1-1	0742-34-5196
【介護保険制度、居宅介護支援事業所に関すること】 奈良市介護福祉課	630-8580	奈良市二条大路南一丁目 1-1	0742-34-5422

小規模多機能型居宅介護支援事業所、居宅介護支援事業所については奈良市介護福祉課作成のハートページにてご確認ください。

平成 30 年 7 月 マニュアル策定  
平成 30 年 10 月 参考様式改訂  
平成 31 年 4 月 マニュアル・参考様式改訂  
令和 2 年 7 月 マニュアル・参考様式改訂  
令和 3 年 6 月 マニュアル改訂  
令和 4 年 6 月 マニュアル・参考様式改訂  
令和 5 年 6 月 マニュアル・参考様式改訂

奈良市 福祉部 福祉政策課  
奈良市二条大路南一丁目 1-1  
TEL 0742-34-5196  
FAX 0742-34-5014  
ホームページ <http://www.city.nara.lg.jp>